裏

児童福祉法第五十九条　都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第六条の三第二項から第九項まで若しくは第三十六条の届出をしないで同法第十六条の認可若しくは第三十四条第一項の規定による認定こども園（同法第七条第四項に規定する施設であつて第三十四条第一項の認可を受けていないもの又は第三十五条第二項若しくは第三十五条第三項の届出若しくは第三十六条の二第一項の規定による認定こども園を除く。）に関する業務を目的とする施設であつて、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、その施設の事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、当該職員をしてその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

②　第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

⑤　第二十一条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六第一項及び第五十九条の二第一項の規定は、児童福祉法第五十九条第一項から第九項までの規定の施行に関し必要な技術的又は手続的事項は、厚生労働省令で定める。

⑥～⑨　（略）

②　第十八条の十六第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

児童福祉法第五十九条の二第一項関係

第十五号様式（第四十九条第二項関係）

縦十センチメートル
横八センチメートル

表




右の者は、児童福祉法第五十九条の五第二項の規定により内閣総理大臣に適用がある職権を行う者であることを証明する。